

## 沖縄県久米島町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

沖縄県久米島町（以下「甲」という。）と、日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。  
なお、乙においては久米島町内に所在する郵便局が本協定を実施する。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関する事
- (2) 地域経済活性化に関する事
- (3) 未来を担う子どもの育成に関する事
- (4) 地域住民の利便性向上に関する事
- (5) 久米島町総合計画の推進に関する事
- (6) その他、地方創生に関する事

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

### （免責）

第4条 甲及び乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供を受けた後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方からの提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 第三者から守秘義務を負うことなく取得したもの
- (4) 法令等により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 5 年 5 月 17 日

甲 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

久米島町

町長 桃原 秀雄



乙 沖縄県那覇市東町 26 番 29 号

日本郵便株式会社 沖縄支社

支社長 金城 努

